

岩手県告示第788号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第11条第3項の規定により、同条例第5条第1項の規定による次の届出に関し、平成24年11月13日付けで、必要な措置を講ずべきことを勧告しない旨通知した。

平成24年11月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 株式会社トライアルカンパニー
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）メガセンタートライアル盛岡南店 盛岡市盛岡南新都市土地区画整理事業地内306街区2-2画地ほか